

重度障害者医療費助成では 。 令 令和8年10月から所得制限が始まります

医療費助成を継続するには、<u>令和7年中所得額の確定申告又は住民税申告が必要です。</u> 未申告により所得情報が確認できない場合は、医療費助成を受けることができません。

所得制限の概要

令和8年10月から所得額が次の基準額以上の方は医療費助成を受けることができません。

- 本人所得のみで判定します。
 - ※18歳に達する日以降の最初の3月31日を迎える前の方は制限の対象外です。
 - ※同一世帯に複数人いる場合でも、本人所得のみで判定します。
 - ※障害年金などの非課税所得は除きます。

(基準額)

扶養親族等の数	所得額(収入額の目安)	備考
0人	3,661,000円(約5,252,000円)	扶養親族の数が 3 人以上
1人	4,041,000円(約5,728,000円)	の場合は、1 人につき 380,000 円ずつ所得額が 増加
2人	4,421,000円(約6,203,000円)	

- ※特別障害者手当の基準額に準拠
- 令和8年10月の億医療証年次更新の際は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入をもとに算出した令和7年中所得額により判定を行います。 基準額以上の判定がされた場合は、令和8年9月30日をもって受給資格は喪失となります。
- 令和7年中所得額の判定により、医療費助成の受給資格を喪失した方が、令和8年中所得額では 基準額を下回った場合、令和9年度の所得判定にて、受給資格を取得できる可能性があります。 その場合は、令和9年10月以降に改めて交付申請書を提出してください。

医療費助成の対象費用、その他申請手続きに変更はありません。 詳細は市ホームページをご確認ください。



〈市ホームページはこちら〉

【お問合せ先】

相模原市 障害者施策の見直し及び転換に関するコールセンター(令和7年11月14日まで) 電話 0120-549-019 月~金(祝日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで FAX 045-264-6432